

岩手県選挙管理委員会規程第1号

岩手県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸之

岩手県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

岩手県選挙管理委員会規程（昭和55年岩手県選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>別表（第16条関係）</p> <table border="1" data-bbox="145 568 770 1005"><thead><tr><th data-bbox="145 568 770 618">委員長専決事項</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="145 618 770 667">1～8 [略]</td></tr><tr><td data-bbox="145 667 770 819">9 <u>土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第5条第1項の規定により土地改良区の総代の選挙を管理する市町村の選挙管理委員会を指定すること。</u></td></tr><tr><td data-bbox="145 819 770 949">10 <u>土地改良法施行令第47条の規定により土地改良区の定款中総代の選挙に関する規定について意見を述べること。</u></td></tr><tr><td data-bbox="145 949 770 1005">11 [略]</td></tr></tbody></table>	委員長専決事項	1～8 [略]	9 <u>土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第5条第1項の規定により土地改良区の総代の選挙を管理する市町村の選挙管理委員会を指定すること。</u>	10 <u>土地改良法施行令第47条の規定により土地改良区の定款中総代の選挙に関する規定について意見を述べること。</u>	11 [略]	<p>別表（第16条関係）</p> <table border="1" data-bbox="831 568 1457 1005"><thead><tr><th data-bbox="831 568 1457 618">委員長専決事項</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="831 618 1457 667">1～8 [略]</td></tr><tr><td data-bbox="831 667 1457 1005"><u>9 [略]</u></td></tr></tbody></table>	委員長専決事項	1～8 [略]	<u>9 [略]</u>
委員長専決事項									
1～8 [略]									
9 <u>土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第5条第1項の規定により土地改良区の総代の選挙を管理する市町村の選挙管理委員会を指定すること。</u>									
10 <u>土地改良法施行令第47条の規定により土地改良区の定款中総代の選挙に関する規定について意見を述べること。</u>									
11 [略]									
委員長専決事項									
1～8 [略]									
<u>9 [略]</u>									
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>									

附 則

- この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- この規程の施行の際現に在任している総代並びにその手続が開始されている土地改良区の総代の選挙及び当該選挙により選任される総代については、この規程による改正前の岩手県選挙管理委員会規程別表の規定は、なおその効力を有する。